

～春の火災予防運動を実施します！～

令和8年3月1日(日)～7日(土)までの7日間「令和8年春季全国火災予防運動」が全国一斉に実施されます。

3～4月は、一年で最も火災が多く発生します。恐ろしい火災は「発生させない」ことが大切です。火災の多くは不注意から発生しています。「自分事」として火災の予防をお願いします。



松本広域消防局では、JR各駅や商業施設で広報活動を行います。



2/27 松本駅前火災予防キャンペーンを行いました！

長野県PRキャラクター「アルクマ」も応援に駆けつけてくれました！！



林野火災注意報発令中は「たき火×」「火入れ×」

「林野火災注意報」の運用が令和8年1月1日から開始されました。林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際、「林野火災注意報」を発令し、火災予防条例に定める「火の使用の制限」に努力義務を課します。さらに、予防上危険な気象状況になった際には「火災警報」を発令し、同条例に定める「火の使用の制限」について義務を課します。

火の用心 7つのポイント

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てはしない。
- 3 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 風の強いときは、絶対にたき火をしない。
- 5 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 6 ストープには、燃えやすいものを近づけない。
- 7 住宅用火災警報器を設置し、点検をおこなう。



住宅防火 いのちを守る 10のポイント

～4つの習慣・6つの対策～

☆4つの習慣☆

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



☆6つの対策☆

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使用方法を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。